

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨と背景

市では、平成23(2011)年1月に「白岡町環境基本条例（現白岡市環境基本条例）」を施行し、同条例に基づき平成23(2011)年3月に「白岡町環境基本計画」を、平成28(2016)年3月に同計画の改定版である「白岡市環境基本計画【改訂版】」を策定しました（以下、両計画を「第1次計画」という。）。

第1次計画の期間中は、平成23(2011)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害の発生を契機に、我が国のエネルギー問題を取り巻く環境が大きく変わり、さらには環境問題に対する一人一人の意識も大きく変化しました。

このような中で市は、平成23(2011)年5月の首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）白岡菖蒲インターチェンジ（以下、「IC」という。）と久喜白岡ジャンクション（以下、「JCT」という。）間の開通、平成24(2012)年10月の市制施行、平成27(2015)年10月の圏央道の桶川北本ICと白岡菖蒲IC間の開通などがあり、まちの姿も変化してきました。この間、市では、都市として発展しながらも、「市・市民・事業者」の三者協働により、第1次計画の望ましい環境像「青空が広がる自然と豊かな心を育むまち しらおか」の実現に向かって真に豊かで快適な環境づくりを行ってきました。

一方、世界では、平成27(2015)年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された国際目標であるSDGs（Sustainable Development Goals）が採択され、平成28(2016)年～令和12(2030)年までの15年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すための17の目標が示されました。これを受けて、我が国においても、平成28(2016)年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定され、それ以降、地方自治体を含む様々な事業体でSDGsの目標に資する取組が活発化しているところです。

また、令和2(2020)年4月7日に宣言された、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は、私たちのライフスタイルを一変させる大きな社会的な課題となりました。

このような背景の中で令和3(2021)年3月に第1次計画の計画期間を終え、市のこれからが、優れた環境のもとで市民生活を送ることができる持続可能なまちとして、さらに発展することを念頭に、第2次白岡市環境基本計画を策定しました。



■白岡市環境基本条例 前文

私たちが暮らす白岡市は、遠くまで見渡せる広い空と元荒川、見沼代用水、隼人堀川、柴山沼などの水辺、屋敷林、社寺林、里山などの樹林、水田、梨園などの田園が織りなす自然環境に恵まれたまちである。

このような豊かな自然環境のもと、私たちは、生命を育み、歴史と伝統を築き、潤いのある生活を送ってきた。

しかし、近年の急速な都市化や経済活動に伴う私たちの生活様式の変化が、自然環境や動植物の生態系に大きな変化をもたらした結果、このままでは、自然の再生能力が失われてしまう事態を迎えようとしている。

このような状況の中、私たちは、市、市民及び事業者との協働によって、環境に優しい生活習慣や事業活動に改めるとともに、人と自然の共生を図り、循環型社会の構築を目指していくために、互いが公平な責任をもって参加することが必要である。

私たちは、白岡市の環境は地球規模の環境問題と関連しているという視点を忘れず、国際的な取組と連携しながら、先人から受け継いだかけがえのない地球を守るとともに、共に知恵と力を出し合い環境の保全及び創造を推進し、現在及び将来の市民に美しい自然と豊かな文化を引き継ぐため、ここに、この条例を制定する。

■白岡市環境基本計画【改訂版】策定以降の主な出来事

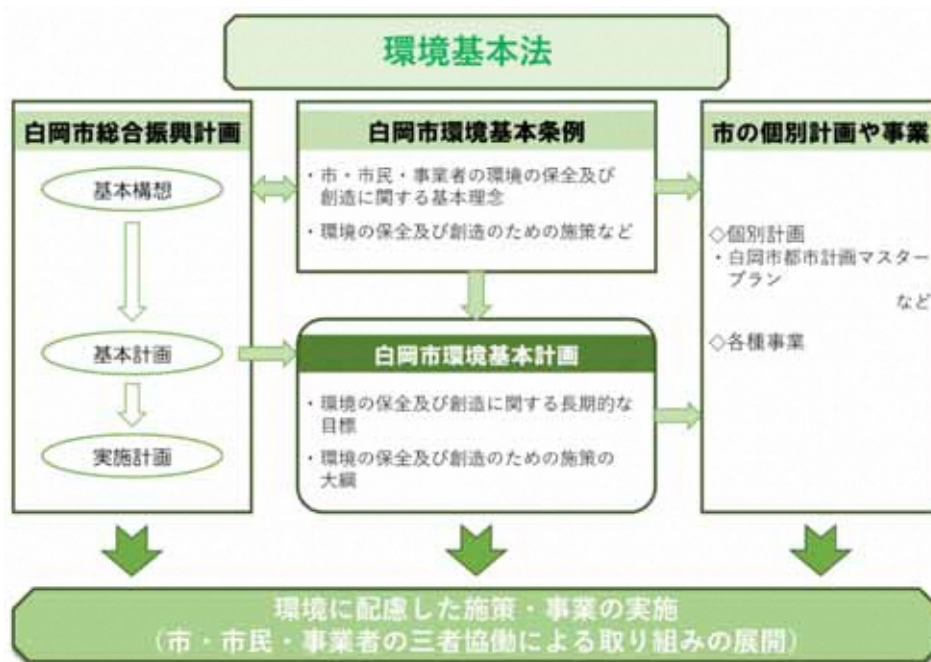
年	世界と日本の主な出来事	白岡市の主な出来事
2016 (H28)	・パリ協定発効 ・気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）、京都議定書第12回締約国会合（CMP12）、パリ協定第1回締約国会合（CMA1）開催 ・地球温暖化対策計画閣議決定 ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律施行	
2017 (H29)	・気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）、京都議定書第13回締約国会合（CMP13）、パリ協定第1回締約国会合第2部（CMA1-2）開催	・第5次白岡市総合振興計画基本構想・後期基本計画策定 ・白岡市都市計画マスタープラン策定
2018 (H30)	・気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）、京都議定書第14回締約国会合（CMP14）、パリ協定第1回締約国会合第3部（CMA1-3）開催 ・第5次環境基本計画閣議決定 ・気候変動適応法公布・施行 ・第5次エネルギー基本計画閣議決定 ・気候変動適応計画閣議決定	・白岡市生涯学習センター 〔こもれびの森〕開館
2019 (H31/R1)	・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略閣議決定	
2020 (R2)	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令	

2. 計画の性格

本計画は、「白岡市環境基本条例」に基づく、「白岡市総合振興計画」を上位計画とした個別計画であり、環境分野における目標や、具体的な施策の方向性などを明らかにし、各種計画及び施策の環境に関連する分野を立案・実施するに当たっての基本となるものです。

施策の実施に当たっては、「白岡市都市計画マスタープラン」等、ほかの行政計画と整合・補完・連携して展開していきます。

さらに、本計画で示す望ましい環境像の実現に当たっては、市民・事業者も環境に配慮した取組を行っていくことが必要なことから、市・市民・事業者の三者の各取組についても示す計画となっています。



■ 計画の位置付け

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。なお、計画期間のうち前期を5年間、後期を5年間とし、取組の進捗状況や社会情勢を踏まえた中間見直しを行います。ただし、それ以外の期間においても、見直しの必要性が生じた場合は、適切に見直しを行います。

■ 計画の期間

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第2次白岡市環境基本計画	→									
	前期					後期				

4. 計画が対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

(1) 自然環境に関すること

動植物や生態系に関わる環境について取り扱います。主に、地域の豊かな自然の保全・創造に関わるような要素が含まれます。

主な要素	樹林地：里山林／屋敷林／社寺林 など 農地：遊休農地／農業体験 など 水辺空間：河川／池沼／用排水路 など 動植物：生態系／在来種／外来種 など
------	---

(2) 生活環境に関すること

日常の生活活動に関わる環境について取り扱います。主に、都市型公害や身近な環境汚染に関わる要素が含まれます。

主な要素	都市型公害：水質汚濁／大気汚染／悪臭／騒音／振動／排気ガス など 身近な環境汚染：光化学スモッグ／有害化学物質／放射性物質 など
------	---

(3) 快適環境に関すること

生活にやすらぎと潤いを与える快適な生活空間づくりに係る環境について取り扱います。都市づくり、公園や景観、環境美化などに関わる要素が含まれます。

主な要素	都市づくり：都市計画／土地区画整理事業／地区計画／道路／歩道／防災／耐震化／ユニバーサルデザイン など 公園や景観：公園・緑地／景観計画／文化財／街路樹／緑化／雑草 など 環境美化：ごみゼロ・クリーン運動／美化活動／不法投棄／環境パトロール など
------	---

(4) 地球環境に関すること

地域や国を超えたグローバルな視点に立った環境の取組について取り扱います。廃棄物、エネルギー、地球温暖化など日常生活や事業活動が地球に与える環境負荷に関わる要素が含まれます。

主な要素	廃棄物：ごみの分別／資源回収／3R など エネルギー：再生可能エネルギー／省エネルギー など 地球温暖化：緑のカーテン／エコライフ など
------	--

(5) 人づくりに関すること

あらゆる環境の保全と創造の取組に向けて考え、行動する人づくりについて取り扱います。環境教育・学習、モラルの向上など、様々な立場、世代、年齢の市民一人一人の意識向上や、人材育成に関わる要素が含まれます。

主な要素	環境教育：環境教育／家庭／環境配慮／意識啓発／人材バンク など
------	---------------------------------

5. 計画の全体構成

本計画は以下の6章で構成します。

第1章

□【計画の基本的事項】

計画の趣旨や期間、対象とする環境の範囲など本計画の基本的な事項について示します。

第2章

□【白岡市の環境目標】

市が将来目指すべき望ましい環境像、それを実現するための目標について示します。

第3章

□【白岡市における環境課題】

環境の現状、市民等の意識の変化及び各取組の実施状況を踏まえ、白岡市の環境に関する課題を示します。

第4章

□【望ましい環境像を実現するための三者協働の取組】

望ましい環境像を実現するために市・市民・事業者が取組むべきことについて示します。

第5章

□【持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト】

本計画を進める上で、SDGsへの白岡市の貢献を視野に入れた持続可能な社会の構築に向けて、中心的・先導的な役割や、次世代を視野に入れた持続可能な社会の構築に向けた長期的な視点でとらえるべきまちづくりの考え方について位置づけます。

第6章

□【計画の推進方策】

計画を進行管理するための考え方、方法、組織体制について示します。